

市民活動情報

北海道立市民活動促進センターは、営利を目的としない地域の様々な課題を自ら解決しようとする道内の市民活動を応援しています。

特集

NPO法改正関連情報 北海道からのお知らせ

今回は、北海道環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課協働推進グループから、NPO法改正に伴う関連情報についてご紹介いただきます。

NPO法改正の背景・目的

平成10年の特定非営利活動促進法(以下、「NPO法」といいます。)の制定後、平成24年1月末現在特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」といいます。)の認証数は、44,576法人に上っています。(道の認証数は、1,746法人)

一方で、認定NPO法人数は、約0.5%の242法人(道内は7法人)と少なく、また、人材や財政上の課題を抱えるNPO法人も存在する現状に鑑み、平成23年6月にNPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するためにNPO法が改正されました。

NPO法改正の概要

1 認証制度の見直し

(1) 所轄庁の変更(図1参照)

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の認証事務を、内閣府から主たる事務所の所

在する都道府県知事が行い、事務所が1の指定都市の区域内のみに所在するNPO法人にあっては、当該指定都市の長が行うこととなります。

(2) 活動分野の追加

これまでの17の活動分野に加え、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」、及び「法別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」が追加となりました。

なお、条例で定める活動について、道ではまだ規定しておりません。

(3) 認証手続の簡素化・柔軟化

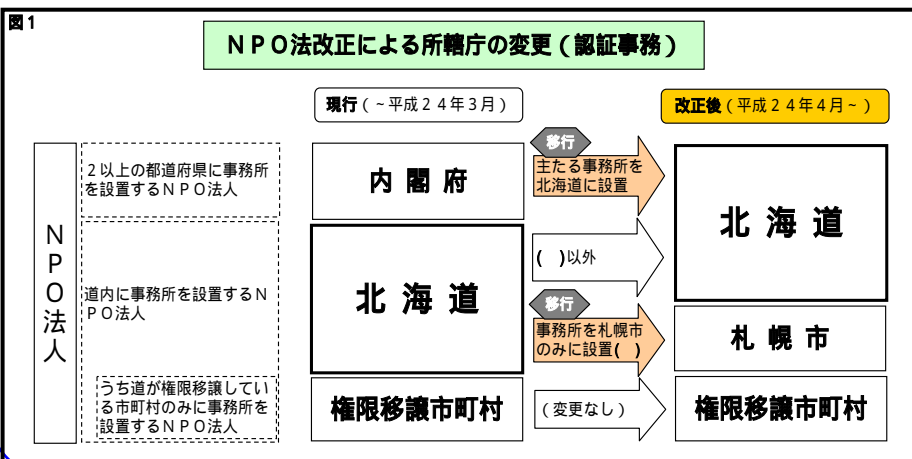
所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる事項(役員の定数等)を追加します。また、社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができます。

(4) 未登記法人の認証取消し

設立認証を受けた者が6カ月を経過しても設立登記しないとき、所轄庁は認証を取り消すことができます。

(5) 会計の明確化

NPO法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更します。(次頁へ続く)



北海道からののお知らせ

2 認定制度の見直し

(1) 新たな認定制度の創設 (図2参照)

平成24年4月以降は、所轄庁(都道府県又は指定都市)の認定を受けることができます。(現行の国税庁による認定制度は廃止)

(2) 認定基準の緩和

広く市民の支援を受けているかどうかを判断するための基準(以下「パブリック・サポート・テスト(PST)」といいます。)について、従来の相対値基準(寄附金の総収入に占める割合が1/5以上)の他に、絶対値基準(各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること)又は条例個別指定(事務所所在地の自治体の条例による個別指定を受けることをいいます。)のいずれかを選択できることとなります。

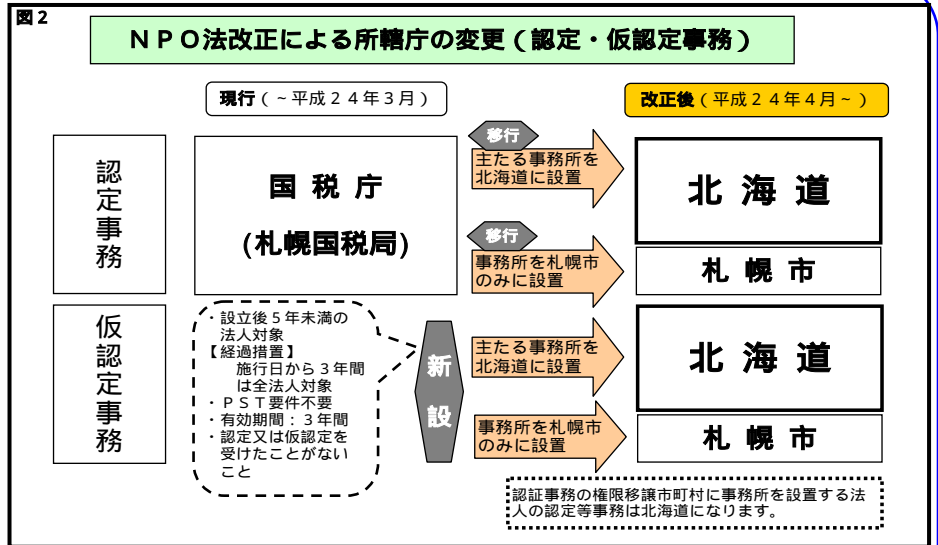
(3) 仮認定制度の導入 (図2参照)

設立後5年未満のNPO法人については、スタートアップ支援として1回に限りパブリック・サポート・テストを免除した仮認定(有効期間は3年間)を受けることができます。

(4) 監督規定の整備

法令違反など一定の場合において、所轄庁は、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、認定・認定の取消しを行うことがあります。

従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限(報告及び検査、勧告、命令)を行使することができます。



事業報告書等の閲覧と謄写について

NPO法は、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提とした制度となっております。

そのため、NPO法人の設立認証、定款の変更認証申請等における申請書類の一部を市民に公開する縦覧制度やNPO法人が毎年届出を行う事業報告書等、認定NPO法人の役員報酬規程等についての閲覧制度が設けられています。

改正NPO法では、従来行ってきた事業報告書等の閲覧に加え、謄写を行うこととなりましたので、平成24年4月から道では次のとおり縦覧場所及び閲覧・謄写場所とするよう検討しております。

実施部局名		縦覧	閲覧	謄写
道庁 (石狩振興局を含む)	環境生活部 道民生活課 (本庁舎12階)			
	行政情報センター (道庁別館3階)			
	道立市民活動促進センター (かでの2・7・8階)		(HP閲覧)	
振興局	総合振興局・振興局 環境生活課			
謄写に係る料金は総務課で受領します。				

NPO法人団体情報の提供について

道では、ホームページ上で道内に主たる事務所がある法人の活動内容や事業報告書等を掲載します。

北海道市民活動団体情報提供システム

<http://www.do-shiminkatsudo.jp/nposearch/>

平成24年4月から
右のとおり変わります

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進グループ
TEL 011-204-5095 FAX 011-232-4820
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm>

センターインフォメーション

今年度、開催した講座を一部紹介します。

公募企画講座

「エスニコ医療通訳の活動紹介」

1月28日(土)「NPO法人エスニコ」と共催で、NPO法人として2001年から外国人の医療サポートや異文化交流等の活動を続けてきた「エスニコ」さんが医療通訳ボランティアの役割や現状について紹介する講座を開催しました。

講座の参加者からは「目的が明確になり、1歩進むことが出来たと思います」「医療通訳の分野については知らないことが多かった為、新たな知識を得ることができました」などの感想がありました。

「認知症の正しい理解と健康づくり」

2月25日(土)「健康生きがいづくりアドバイザー北海道協議会」と共催で、「認知症」への正しい知識と理解を深める講座を開催しました。講師に北海道医療大学臨床心理学科教授の中野倫仁さんをお招きし、「認知症の診断と対応」についてご講演をいただき、その後、脳にいい健康体操や脳ストレッチ、音読ワークなどの健脳トレーニングについて学びました。

講座の参加者からは「認知症は予防ができて、薬物療法にもいろんな組合せがあるなどとても参考になりました」「いろいろ体験出来て楽しく学べました」などの感想がありました。

「赤ちゃんの誕生を通して考える～命と人生、死の意味」

3月16日(金)「傾聴ボランティア・アクティブ17」と共催で、共に支え合うやさしい社会の実現を目指し、その根本にある「人と命と人生、死の意味」について、あらためて理解を深めるために講座を開催しました。講師に元吉村医院助産師長の岡野眞規代さんをお招きし、「赤ちゃんの誕生を通して考える“命と人生、死の意味”」についてご講演をいただきました。

講座の参加者からは「母と子の出会う時のすばらしさをあらためて実感できた。子ども、孫に話しをしたい」「生かされている自分、すべての命を肯定する、このキーワードを今後の生活に活かしたいと思います」などの感想がありました。



センターインフォメーション

今年度、開催した講座を一部紹介します。

協働事例研究講座

「行政との協働を進めるしくみづくり」

2月9日(木) 講師に「IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]」代表の川北秀人さんをお招きし、行政と市民活動団体やNPOとの協働を進めるため、協働が進まない理由を確認し、どうすれば協働が進むのか、仕組みづくり等について学ぶ講座を開催しました。

参加者からは「全国各地の事例をお話いただき参考になりました」「期待以上のものを得ることができました」などの感想がありました。

「すべらない話～言葉で人に伝えるスピーチ実践塾」

2月19日(日) 講師にコミュニケーションプロデューサー、パワーコミュニケーション主宰の夏川立也さんをお招きし、協働を進めるため、思いを相手にうまく的確に伝え、笑いの要素を基に「話し方のコツ」や「心を動かすスピーチ」について学ぶ講座を開催しました。

参加者からは「コミュニケーションには笑いの要素が大変大事であることがわかった」「明日から実践したいと思いました」などの感想がありました。



NPO法人の皆様へ

事業報告書等の提出をお忘れなく！

NPO法人は、情報公開のため、毎年1回、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません(特定非営利活動促進法第29条)。

事業年度が3月末までとしているNPO法人も多いと思います。その場合、事業年度終了後3ヶ月以内つまり6月末までに事業報告書等を提出しなければなりません。忘れないよう計画しましょう。

詳しくは、次のホームページをご参照ください。

北海道庁(北海道のNPO・協働)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm>

北海道立市民活動促進センター

<http://www.do-shiminkatsudo.jp>

当センターでは、市民活動に関する疑問・質問に相談員がお答えしています。

「NPOって何ですか?」「ボランティア募集の情報を知りたい」「助成金に関する情報を得るにはどうしたらいいの?」「市民活動団体の運営についてアドバイスを受けたい」「現在の活動団体をNPO法人化したい」など市民活動に関わる相談にお応えします。

来館または電話、FAX、メールなどで、お気軽にご相談下さい。

- ・TEL: 011-261-4440
- ・FAX: 011-251-6789
- ・E-mail: center@do-shiminkatsudo.jp
- ・URL: <http://www.do-shiminkatsudo.jp>

今回の掲載情報以外にも助成金情報や北海道庁からの役立つ情報なども随時更新中です。ぜひアクセスして下さい。

ご不明な点などお気軽にお問い合わせください。

北海道立市民活動促進センターのホームページ
<http://www.do-shiminkatsudo.jp/>